

市有財産賃貸借契約書

貸主 那須塩原市（以下「甲」という。）と借主 （以下「乙」という。）とは、市有財産の賃貸借契約を次の条項のとおり締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙は、これを借受けするものとする。

物件番号	
所在地	那須塩原市
施設名	
貸付場所	
貸付面積	. m ²

（使用目的等）

第2条 乙は、甲が自動販売機設置事業者を募集した際の条件を遵守し、貸付物件を自動販売機設置の用として使用しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額円）とする。

2 前項の貸付料の納入年度に応じた額は、次のとおりとする。

令和8年度 金 円

令和9年度 金 円

令和10年度 金 円

3 乙は、前項の納入年度に応じた額を、年度ごとに甲の発行する納入通知書により、その指定期日までに甲に納入しなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、本契約の締結と同時に、契約保証金として、金 円（貸付料（契約金額）の100分の10以上（円未満切上げ）の額）を、甲が発行する納入通知書により、その指定期日までに甲に納入しなければならない。

2 甲は、本契約の終了後、乙の第16条に規定する返還を確認したときは、乙の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を乙に返還する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

4 第15条第1項第1号及び第2号の規定により本契約を解約したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

様式第8号

5 前項の規定により甲に帰属する契約保証金は、第17条に規定する損害賠償の予定又はその一部としない。

(個別の条件)

第6条 乙は、甲の募集要領において、自動販売機、販売商品等に個別の条件がある場合は、その条件を履行するものとする。

(メーターの設置及び電気料等の支払い)

第7条 乙は、本契約に基づき、設置する自動販売機ごとに電気の使用量を計測する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置するものとする。

2 乙は、前項の子メーターの計測による使用量に基づき、自動販売機に係る電気料を負担するものとする。

3 乙は、前項の電気料を甲の発行する納入通知書により、指定期日までに甲に納入しなければならない。

4 その他光熱費が生じるときは、前3項の規定を準用するものとする。

(費用負担)

第8条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に関する費用は、乙の負担とする。

2 前条に定める子メーターの設置及び撤去に関する費用は、乙の負担とする。

(契約内容不適合責任等)

第9条 乙は、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがある場合であっても、甲に対し、貸付物件の補修、代替物の貸付け若しくは不足分の貸付けによる履行の追完請求、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができない。ただし、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用をうける場合は、民法（明治29年法律第89号）の規定によるものとする。

2 乙は、貸付物件が、その責に帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、当該滅失又はき損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(修繕義務等)

第10条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、貸付物件についての修繕、維持、改良その他の行為をするため支出する経費は、全て乙の負担とする。

2 乙はその責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第11条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。

2 貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

(自動販売機の管理等)

様式第8号

第12条 乙は、常に商品の品質管理をするとともに、補充管理を適切に行わなければならない。

2 乙は、自動販売機の設置に当たっては、転倒防止など、安全に十分配慮しなければならない。

3 乙は、自動販売機の故障並びに自動販売機に関する問合せ及び苦情について対応するとともに、故障時の連絡先を自動販売機本体前面に明記しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、業務遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を、第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(商品等の盗難又は毀損)

第14条 甲は、乙に対し、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難、毀損、停電等による売上げの減少等について、甲の責に帰すことが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解約することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 本契約に基づき設置した自動販売機に係る事業の継続が困難であることを乙の申し出により甲が認めたとき。

(3) 甲において、公用、公共用又は公益事業に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当することにより甲が本契約を解除した場合、乙は、当該解除の日から2年間は、甲の行う自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できないものとする。

(貸付物件の返還)

第16条 貸付期間が満了した場合又は前条第1項の規定により本契約が解除された場合は、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復し甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が第15条第1項第3号の規定により本契約を解除した場合においても、乙は、甲にその補償を請求することができないものとする。

(変更の届出)

第18条 乙は、住所、氏名、本店又は所在地、商号又は名称、代表者、印章その

様式第8号

他この契約の当事者としての事項について変更が生じたときは、書面によりすみやかに甲に届け出なければならない。

(疑義等の決定)

第19条 本契約に定めのない事項及び本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 (貸主) (住所) 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

(氏名) 那須塩原市 市長 渡辺 美知太郎

乙 (借主) (住所)

(氏名)